

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付要綱

(令和4年11月1日区長決定)

(令和5年4月13日一部改正)

(令和5年10月23日一部改正)

(令和6年4月25日一部改正)

(令和7年2月17日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、原油価格・物価高騰等に直面している板橋区内の介護施設（入所、通所系施設）に対し支援金を交付することにより、介護施設の負担軽減を図り、安定的な施設運営の継続を確保するとともに、施設利用者に対する負担転嫁の防止を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所系施設 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める施設であつて、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設とする。
- (2) 通所系施設 介護保険法に定める施設であつて、通所介護（デイサービス）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーションの事業を行う施設とする。

(交付対象)

第3条 支援金の交付対象者は、令和6年10月1日（以下「基準日」という。）時点において、板橋区内に所在し、事業を休止または廃止する予定が明らかでない入所系施設及び通所系施設とする。

2 支援金の交付対象期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

(支援金交付額)

第4条 支援金の交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第5条 介護施設の設置法人（以下「申請者」という。）は、板橋区長（以下「区長」という。）が別に定める期日までに、別記第1号様式に係る書類を添えて、区長に対して交付申請を行うものとする。

2 第1項の申請は、電子申請システム LoGo フォームによる申請に代えることができる。

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査し、支援金の交付を決定したときは別記第2号様式により、交付しないことを決定したときは別記第3号様式により理由を付して申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による支援金の交付の決定に当たり、支援金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 区長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第9条 区長は、支援金に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付決定者は、当該支援金に係る書類を、支援金の交付決定に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第7条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和５年１０月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和６年１０月１日から適用する。

別 表（第 4 条関係）

交付対象	1 施設あたりの交付額
基準日時点において板橋区内に 所在する介護施設	入所系施設は①により算出した額、通所系施設は②により算出した額を交付額とする。 ① 18,500 円に基準日における利用登録者数と利用定員数を比較して少ない方の数を乗じた額 ② 14,500 円に基準日における利用登録者数と利用定員数を比較して少ない方の数を乗じた額

年 月 日

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（入所系施設）

（宛 先）東京都板橋区長

法 人 名	
所 在 地	
代表者職・氏名	
担当者・連絡先	（電 話） （メー ル）

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請し、請求します。

記

1 支援金交付申請額

金 _____ 円

（内訳）

サービス種別	対象施設名	(1)利用 登録者 数※1	(2)利用 定員数 ※1	(3)支援金 交付対象 人数※2	(4)支援金交付額合計 (円) (3)×18,500円
介護老人福祉施設・介護老人保健施設（ショートステイを含む） ※該当施設に○					
介護医療院					
短期入所生活介護・短期入所療養介護 ※該当施設に○					
認知症対応型共同生活介護					
（看護）小規模多機能型居宅介護					

※1：基準日（令和6年10月1日時点）の数

※2：(1)利用登録者数と(2)利用定員数を比較して少ない人数

2 支援金振込先

金 融 機 関 名		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		本 店 支 店 出張所
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号		
フリガナ				
口 座 名 義				

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（通所系施設）

（宛 先）東京都板橋区長

法 人 名	
所 在 地	
代表者職・氏名	
担当者名・連絡先	（電 話） （メー ル）

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請し、請求します。

記

1 支援金交付申請額
金 _____ 円

（内訳）

サービス種別	対象施設名	(1) 利用 登 録 者 数※1	(2) 利用 定 員 数 ※1	(3) 支援金 交付対象 人数※2	(4) 支援金交付額合計 (円) (3) × 14,500 円
通所介護					
地域密着型 通所介護					
認知症対応型 通所介護					
（看護）小規模多 機能型居宅介護					
通所リハビリ テーション					

※1：基準日（令和6年10月1日時点）の数

※2：(1)利用登録者数と(2)利用定員数を比較して少ない人数

2 支援金振込先

金 融 機 関 名		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		本 店 支 店 出張所
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号		
フ リ ガ ナ				
口 座 名 義				

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区介護施設物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 支援金交付決定額

金 _____ 円

(内訳)

対象施設	交付決定額（円）

2 補助条件

板橋区介護施設物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区介護施設物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区介護施設物価高騰対策支援金について、下記の理由のとおり交付しないことと決定したので、通知します。

記

不交付の理由	
--------	--